



第4号様式

流議第291号

令和3年3月3日

(宛先) 流山市監査委員

流山市議会議長 青野 直



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日 ・ 流監第112号		
監査の種別	定期監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
議会事務局	意見	<p>報償費謝礼について、伝票処理の誤りにより本来支出すべき事業とは異なる事業にて支出していた。予算の執行過程における事務処理の誤りに対し、起こり得るリスクを再検討し、事業別予算の考え方にに基づき、適正な予算執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。</p>	<p>予算見積書に支出項目ごとにチェック欄を設けた伝票チェック簿を用いた確認を行うこととし、適正な予算執行体制の構築に努めました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。